

## ○少年警察活動に関する訓令

平成21年3月13日  
県警察本部訓令第2号

少年警察活動に関する訓令を次のように定める。

少年警察活動に関する訓令

少年警察活動に関する訓令（平成14年長野県警察本部訓令第21号）の全部を次のように改正する。

### 目次

#### 第1章 総則

第1節 通則（第1条—第7条）

第2節 幹部の職務（第8条—第12条）

第3節 地域的な非行防止施策の推進（第13条・第14条）

#### 第2章 一般的活動

第1節 街頭補導（第15条・第16条）

第2節 少年相談（第17条—第19条）

第3節 継続補導（第20条—第22条）

第4節 少年の社会参加活動等（第23条—第26条）

#### 第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則（第27条—第38条）

第2節 犯罪少年事件の捜査（第39条—第43条）

第3節 触法調査（第44条—第52条）

第4節 ぐ犯調査（第53条—第55条）

第5節 不良行為少年の補導（第56条・第57条）

#### 第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動（第58条—第60条）

第2節 福祉犯に係る活動（第61条・第62条）

第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動（第63条—第65条）

#### 第5章 記録及び様式（第66条—第69条）

##### 第1章 総則

##### 第1節 通則

（趣旨）

第1条 この訓令は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、その手続及び留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「職務等規則」という。）、触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式訓令」という。）その他の法令によるほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この訓令で使用する用語は、少年法、活動規則及び職務等規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪少年事件 犯罪少年に係る事件をいう。

- (2) 触法少年事件 触法少年（触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を含む。）に係る事件をいう。
- (3) ぐ犯少年事件 ぐ犯少年（ぐ犯少年と認められる者を含む。）に係る事件をいう。
- (4) 保護者等 保護者又はこれに代わるべき者をいう。
- (5) 捜査又は調査 犯罪少年事件の捜査又は触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）若しくはぐ犯少年事件の調査（以下「ぐ犯調査」という。）をいう。
- (6) 呼出し 捜査又は調査のため、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年又は事件に係る参考人を呼び出すことをいう。
- (7) 面接 捜査又は調査のため、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年又は事件に係る参考人に対して行う取調べ、質問又は面接をいう。

（少年補導職員）

第3条 少年警察部門（生活安全部人身安全・少年課（以下「人身安全・少年課」という。）及び警察署生活安全課（長野中央警察署及び松本警察署にあっては生活安全第一課、生活安全課が置かれていない警察署にあっては生活安全・刑事課）の防犯係、少年係又は少年担当係をいう。以下同じ。）に、少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、少年補導職員を置くものとする。

2 少年補導職員は、前項に規定する少年警察活動に必要な知識及び技能を有する警察行政職員のうちから、警察本部長（以下「本部長」という。）が指名するものとする。

3 本部長は、少年補導職員に対し、別に定める身分証を貸与するものとする。

（少年相談専門職員）

第4条 少年警察部門に、複雑な少年相談事案の処理、少年相談を担当する警察職員に対する指導、助言その他少年相談に関する専門的知識を必要とする業務に従事させるため、少年相談専門職員を置くものとする。

2 少年相談専門職員は、少年補導職員であって心理学、教育学、社会学その他の少年相談に関する専門的知識を有する者をもって充てるものとする。

（少年警察活動の基本）

第5条 警察職員は、活動規則第3条に掲げる事項を基本として少年警察活動を行うものとする。

（関係機関等との連携）

第6条 少年警察活動は、県、市町村、教育委員会、検察庁、福祉事務所、少年警察ボランティア（少年警察補導員及び少年指導委員をいう。以下同じ。）、長野県警察大学生ボランティア、教員、児童委員、保護司その他の活動規則第5条に規定する関係機関等との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

（報告）

第7条 警察職員は、非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年を発見した場合には、少年事案報告書（様式第1号）により所属長に報告するものとする。この場合において、少年警察部門以外の所属長が報告を受けたときは、当該所属長は、当該少年事案報告書の写しを速やかに人身安全・少年課長に送付するものとする。

2 前項の規定は、警察職員がその取扱いに係る被害少年に第59条に規定する支援を必要と認めた場合について準用する。この場合において、第1項中「少年事案報告書（様式第1号）」とあるのは「被害少年発見報告書（様式第2号）」と読み替えるものとする。

第2節 幹部の職務

（本部長等の職務）

第8条 本部長及び警察署長（以下「本部長等」という。）は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、活動規則第4条の規定によるほか、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 少年警察活動全般の指揮監督に当たること。
- (2) 警察職員の合理的配置、装備資機材又は施設などの少年警察活動に係る体制の確立に努めること。
- (3) 関係機関・団体、少年警察ボランティア等との連絡協調の促進強化を図ること。

(警察署長等の職務)

第9条 警察署及び警察本部関係所属(人身安全・少年課その他取り扱う事案により少年警察活動を行う警察本部の所属をいう。次条において同じ。)の長(以下「警察署長等」という。)は、所属の警察職員の行う少年警察活動に関し、当該活動を担当する幹部を的確に指揮監督するとともに、個々の事案については、次に掲げる事項について自ら行うものとする。ただし、本部長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長が定めたものは、この限りでない。

- (1) 呼出し並びに面接の要否及び方法を決定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の要否を決定すること。
- (3) 関係機関への送致(送付を含む。以下同じ。)又は通告その他の措置を決定すること。
- (4) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。
- (5) 継続補導の要否を決定すること。
- (6) 被害少年の継続的な支援の要否を決定すること。
- (7) その他警察署長等が特に必要と認めること。

(警察署等の各級幹部の職務)

第10条 警察署及び警察本部関係所属の少年警察活動を担当する幹部は、所属の警察職員が行う少年警察活動についての的確に指揮監督するとともに、個々の事案については、次に掲げる事項を指揮するものとする。ただし、本部長又は警察署長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長又は警察署長が定めたものは、この限りでない。

- (1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 呼出し並びに面接の要否、時期、場所及び方法を指示すること。

(少年事件指導官)

第11条 本部長は、人身安全・少年課の警部以上の警察官を少年事件指導官に指定するものとする。

2 少年事件指導官は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 次に掲げる事件のうち、少年警察部門において捜査又は調査を行うものについては、非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官又は調査主任官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導を行うこと。

ア 要指導事件(公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。)であるもの

イ 触法少年事件のうち、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるもの

- (2) 前号に掲げる事件のうち、少年警察部門以外の部門において捜査又は調査を行うものについては、当該部門において捜査又は調査に係る指導を担当する者と緊密な連絡を取り、前号の規定による必要な指導が行われるように助言すること。
- (3) 次条に定める少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

(少年事件選別主任者等)

第12条 本部長は、人身安全・少年課の警部以上の警察官を少年事件選別主任者に指定するものとする。

2 警察署長は、生活安全課長(長野中央警察署及び松本警察署にあっては生活安全第一課長又は生活安全第二課長、生活安全課が置かれていない警察署にあっては生活安全・刑事課長)を少年事件選別主任者に指定するものとする。

3 本部長又は警察署長は、人身安全・少年課又は警察署の少年警察部門の幹部を少年事件選別補助者に指定し、非行少年に係る再非行のおそれの判定その他の事項について少年事件選別主任者を補助させるものとする。

4 警察署長等は、第9条第1号から第6号までに掲げる事項並びに身体を拘束されていない少年の指掌紋の採取及び写真の撮影について、少年事件選別主任者から意見を聴くものとする。ただし、交通法令

違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件及び交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）第211条又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

### 第3節 地域的な非行防止施策の推進

（地域的な非行防止施策）

第13条 本部長又は警察署長は、特に少年の非行を防止するため必要があり、かつ、適切であると認めるときは、少年の非行が多発する地域等について当該地域内の関係のある機関、住民等の協力の下に、少年の非行を防止するための計画（次条において「非行防止地区計画」という。）その他地域的な非行防止施策を立て、その実施に努め、又は他の機関が立て、及び実施するこの種の計画に積極的に協力することに努めるものとする。

（地域的な非行防止施策推進上の留意事項）

第14条 本部長又は警察署長が非行防止地区計画を立て、及び実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域の指定に当たっては、広過ぎて効果が行き渡らないことがないようにすること。
- (2) あらかじめ関係のある機関、少年警察ボランティア等と密接な連絡協調のできる態勢をつくること。
- (3) 状況に応じ、計画を段階的に区分し、絶えずその成果を検証して計画を改訂する等実情に即応した計画とすること。
- (4) 地域内における広報を特に活発に行うこと。

## 第2章 一般的活動

### 第1節 街頭補導

（街頭補導の効果的実施）

第15条 警察官及び少年補導職員（以下「警察官等」という。）は、街頭補導の実施に当たっては、公園、駅、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他の少年の非行が行われやすい場所を重点とし、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、効果的に実施するように努めるものとする。

2 警察官等は、活動規則第7条第2項の規定により少年警察ボランティア等に協力を求めたときは、事情の聴取、注意、助言、指導等について、少年の年齢、性別、態度等に応じて警察官等が行うか、少年警察ボランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果が上がるようにするものとする。

（街頭補導実施上の留意事項）

第16条 警察官等は、街頭補導の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 警察手帳その他身分を証明するものを提示して自らの身分を明らかにすること。
- (2) 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等をする場合においては、人目につかないようにすること。
- (3) 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得ること。

### 第2節 少年相談

（少年相談の受理）

第17条 警察官等は、活動規則第8条第1項に規定する少年相談を受けたときは、別に定める警察に対する相談記録票、警察に対する相談処理票、関係者票又は継続相談記録票を作成し、所属長に報告するものとする。

（少年相談事案の引継ぎ）

第18条 少年相談は、原則として、少年警察部門において取り扱うものとし、少年警察部門以外の部門に属する警察職員が少年相談を受けた場合には、その趣旨を聞いた上で、少年相談に係る事案を少年警察部門に引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、所属の長に報告し、少年警察部門に連絡した上で、自ら当該事案を処理することができるものとする。

2 警察職員は、前項の規定により少年相談に係る事案を引き継ぐ場合においては、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

(少年相談実施上の留意事項)

第19条 警察官等は、少年相談に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 原則として、警察施設において行うものとする。ただし、必要な場合には、相談者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮すること。
- (2) 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属さない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐ等相談者の立場に立った適切な対応をすること。

### 第3節 継続補導

(継続補導の対象)

第20条 活動規則第8条第2項の規定による継続補導の対象は、次に掲げる少年とするものとする。

- (1) 少年相談に係る少年
- (2) 触法少年であって、少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (3) 14歳未満のぐ犯少年であって、児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (4) 不良行為少年

(継続補導の取扱い)

第21条 警察署長は、警察署において取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認めるときは、本部長に報告するものとする。

- 2 本部長は、前項の報告を受けたときは、生活安全部人身安全・少年課少年サポートセンター（以下この条において「少年サポートセンター」という。）の警察官等に継続補導を実施させるものとする。ただし、本部長が少年の居住地と少年サポートセンターの所在地の距離その他の事情を勘案して、継続補導を当該少年の居住地を管轄する警察署（以下この条及び第69条において「居住地警察署」という。）において実施させることが適切であると認めるときは、当該居住地警察署において継続補導を実施させることができる。
- 3 本部長は、少年サポートセンターにおいて取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認めるときは、少年サポートセンターの警察官等に継続補導を実施させるものとする。ただし、本部長が居住地警察署その他の警察署において継続補導を実施させることが適切であると認めるときは、当該警察署に継続補導の実施を引き継ぐことができる。
- 4 第2項ただし書又は前項ただし書の規定により、警察署の警察官等が継続補導を実施するときは、少年サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項について少年サポートセンターの指導を受けるものとする。
- 5 継続補導の実施に当たっては、その経緯を記録し、明らかにしておくものとする。

(学校関係者等との協力)

第22条 警察官等は、継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合においては、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

### 第4節 少年の社会参加活動等

(少年の社会参加活動の実施上の留意事項)

第23条 警察官等は、少年の社会参加活動（活動規則第9条に規定する体験活動をいう。）については、必要に応じて学校その他の関係機関と協力するとともに、次に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見及び警察職員の能力

(基礎資料の整備活用)

第24条 警察官等は、少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるための少年警察活動に関する情報発信又は少年の非行の防止若しくは保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

(少年の規範意識の啓発)

第25条 少年警察部門においては、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合においては、必要に応じて、学校その他の関係機関、PTA、少年警察ボランティア等との協力の下に行うものとする。

(有害環境の排除)

第26条 本部長等は、少年の心身に有害な影響を与えると認められる図書類、電磁的記録媒体、玩具、広告物、営業その他の環境（以下この条において「有害環境」という。）があることを知った場合においては、法令の特別の定めによるもののほか、有害環境について関係のある他の機関に適切な措置をとるよう連絡するなど、少年に有害な影響の排除のため適切な措置をとるものとする。

### 第3章 非行少年等についての活動

#### 第1節 非行少年に関する通則

(捜査又は調査の担当部門の例外)

第27条 本部長等は、活動規則第12条第1項ただし書きの規定により捜査又は調査をしようとする事件が、次の各号に掲げる事件のいずれかに該当する場合は、少年警察部門以外の部門に当該事件の捜査又は調査を担当させることができるものとする。

- (1) 成人の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
- (2) 少年法第20条第2項本文の規定により家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件
- (3) 少年法第22条の2第1項各号に掲げる罪に係る犯罪少年事件
- (4) 交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
- (5) 交通事故に係る刑法第211条又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事件の内容が複雑又は重要であるなどにより、少年警察部門以外の部門に担当させることが適当であると認められる事件

2 本部長等は、前項の規定により少年警察部門以外の警察官に捜査又は調査を担当させる場合において、必要があると認めるときは、少年との面接を少年警察部門の警察官に行わせることについて配慮するものとする。

(年齢の確認)

第28条 警察官等は、捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における少年の正確な年齢を確認するものとする。

(捜査又は調査上明らかにすべき事項)

第29条 警察官等は、捜査又は調査に当たっては、次に掲げる事項について、明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の動機及び原因
- (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校及び職場の状況並びに交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立直りに協力することができるかと認められる少年警察ボランティア等の有無  
(関係機関との連絡)

第30条 触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、活動規則第13条第2項の規定により、必要に応じて、調査における少年の状態その他所要の事項を家庭裁判所及び児童相談所に連絡しなければならない。

(捜査又は調査における留意事項)

第31条 警察官等は、捜査又は調査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置をとるべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者等その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、捜査又は調査は迅速に行うこと。

(発表における留意事項)

第32条 犯罪少年事件について、新聞その他の報道機関に発表する場合は、規範第209条の規定により行うものとする。この場合において、当該報道機関に少年の写真を提供してはならない。

2 前項の規定は、触法少年事件を新聞その他の報道機関に発表する場合について準用する。この場合において、触法少年事件の性質に鑑み、発表については特に慎重な判断を行うものとする。

(呼出しにおける留意事項)

第33条 警察官等は、捜査又は調査のために少年を呼び出す場合は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときを除き、原則として、保護者等に連絡するものとする。

- (1) 保護者等と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき。
- (2) 少年が虐待を受けるおそれがあるとき。
- (3) 逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるとき。
- (4) その他少年の福祉上不相当であると認められるとき。

2 警察官等は、捜査又は調査のために少年を呼び出す場合は、次に掲げる事項に留意し、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう配慮するものとする。

- (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
- (2) 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き避けること。
- (3) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
- (4) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、やむを得ない場合を除き避けること。
- (5) 警察施設に呼び出すことが不相当であると認められる場合には、警察官等が少年の家庭に出向くこと又は警察施設以外の適当な場所に呼び出すことの方法によること。
- (6) 保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて、保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

3 警察官等は、捜査又は調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合は、前2項に掲げる事項に留意するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど、少年の心情に配慮するものとする。

4 警察官等は、捜査又は調査のために保護者等を呼び出す場合は、当該保護者等が少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(面接における留意事項)

第34条 前条第1項の規定は、面接を行う場合について準用する。

2 警察官等は、面接を行う場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻の面接は、できる限り行わないこと。
- (2) 面接の時間が長くなり過ぎないようにすること。
- (3) 面接の場所は、人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
- (4) 面接に当たっては、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者等その他適切な者を立ち合わせること。
- (5) 面接に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じて、当該少年にふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
- (6) 面接に当たっては、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても一方的にこれを押え付けようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するように努めること。

(7) 面接を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念することの有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、これらの者の不安を除去し、警察官等の措置に信頼を持たせるように努めること。

3 被害者その他の参考人として少年と面接する場合は、時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど、少年の心情に配慮するものとする。

(少年に所持させておくことが不適当な物件の措置)

第35条 警察官は、捜査又は調査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をし、当該物件を所有者その他の権利者（第51条第2項において「所有者等」という。）に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなどの措置をとるものとする。この場合において、受領書（様式第4号）により当該物件に係る措置のてん末を明らかにしておくものとする。

(措置の選別及び処遇意見)

第36条 警察官等は、非行少年については、関係機関への送致又は通告の措置をとるべきか、犯罪少年事件の送致を通常送致又は簡易送致（規範第214条の規定による処理をいう。以下同じ。）のいずれかによるべきか、送致又は通告の措置をとる場合においては、いずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

2 非行少年について関係機関への送致（簡易送致を除く。）又は通告の措置をとる場合においては、警察官等は、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

3 前2項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、次に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

(1) 事案の態様

(2) 非行の動機及び原因

(3) 再非行のおそれ

(4) 保護者の実情、再非行の防止及び立直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関・団体、少年警察ボランティアの意見等

4 犯罪少年事件における通常送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種、被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、犯罪少年の性格、行状、家庭の状況、環境等から再非行のおそれなどを総合的に判断するものとする。

(送致又は通告に関する留意事項)

第37条 非行少年を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、少年及び保護者等に対して、送致又は通告の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致し、又は通告する少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、送致先又は通告先の機関において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置がとられるように連絡するものとする。

(事後措置)

第38条 捜査又は調査の結果、非行少年と認定するに至らなかった少年又は触法少年若しくは14歳未満のぐ犯少年であって通告するに至らなかった少年については、警察官等は、継続補導を行う場合を除き、注意、助言等をするにとどめ、必要に応じて、捜査又は調査の結果を少年の保護者等に連絡するものとする。

## 第2節 犯罪少年事件の捜査

(強制措置の制限等)

第39条 警察官は、少年の被疑者については、できる限り逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

2 警察官は、やむを得ず逮捕、留置その他の強制の措置を決定しようとする場合又はこれらの強制の措置を執行する場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 逮捕又は留置は、少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置施設の状況、留置の時刻等から、当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。
- (2) 留置する場合は、少年法第49条第1項の規定により成人と分離し、かつ、原則として、各別に収容すること。
- (3) 留置したときは、原則として、速やかに保護者等に連絡すること。
- (4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について配慮し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(指紋等の採取等)

第40条 身体の拘束を受けていない犯罪少年についての指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影は、犯罪捜査のためやむを得ない場合で、本人の承諾を得たときに限り行うものとする。この場合において、少年の心情を傷つけることのないよう、時期、場所、方法等について配慮するものとする。

(親告罪等に関する措置)

第41条 警察官は、親告罪である少年の犯罪について、被害者その他告訴することができる者（次項において「被害者等」という。）が告訴しないことが明らかになった場合においても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年として関係機関へ送致することを考慮して所要の措置をとるものとする。

2 前項の場合においては、被害者等の心情に反することのないよう、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 供述調書を作成するなどのために、みだりに被害者等を呼び出さないこと。
- (2) 少年を犯罪少年として送致する場合は、送致先の機関がみだりに被害者等を呼び出すことのないよう、送致先の機関に連絡すること。

3 前2項の規定は、請求を待って論ずる罪又は親族相盗その他の親族であるため刑の免除される罪である少年の犯罪について準用する。

(余罪の捜査)

第42条 警察官は、犯罪少年に関する余罪の捜査に当たっては、迅速的確に行うほか、当該犯罪少年の内省を促し、その立直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配慮するものとする。

(犯罪少年事件に関する書類の作成)

第43条 警察官は、捜査の結果、犯罪少年であることが判明した場合において、犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するために必要な当該犯罪少年の犯行の動機及び原因、犯行前後の状況等の事項（以下この項及び次項において「存否等立証事項」という。）については、規範第177条から第182条までの規定により当該犯罪少年又は参考人の供述調書その他の捜査書類を作成し、存否等立証事項以外の事項については、規範第213条に規定する身上調査表に記載するものとする。

2 警察官は、前項に定めるもののほか、送致先の機関における処遇に資し、又は補導の適正を期するため特に必要があると認められる場合においては、存否等立証事項以外の事項についても、犯罪少年又は参考人の供述調書その他の捜査書類を作成し、又は徴するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、規範第214条第1項に規定する少年事件簡易送致書により送致する事件の取扱いについては、別に定める。

### 第3節 触法調査

(付添人の選任に係る取扱い)

第44条 警察官は、触法調査に当たっては、少年又は保護者等に対して少年法第6条の3に規定する付添人に関して分かりやすく説明するほか、必要に応じて、関係機関等についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

2 活動規則第19条に規定する付添人選任届の差出しを受けた場合は、当該付添人選任届に係る事件の調査を行っている警察官に当該付添人選任届を確実に引き継がなければならない。

(犯罪の疑いがある場合の措置)

第45条 警察官は、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、捜査を尽くすものとする。この場

合において、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(強制措置の制限等)

第46条 警察官は、触法調査に当たっては、できる限り搜索、差押えその他の強制の措置を避けるものとする。

2 警察官は、やむを得ず搜索、差押えその他の強制の措置を決定しようとする場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について配慮し、少年の心情を傷つけることのないようにするものとする。

(還付等公告)

第47条 職務等規則第2条に規定する還付公告の手續その他の必要な事項については、別に定めるものとする。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第48条 警察官は、逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

2 前項の規定により、身柄を釈放する場合においては、逮捕手續書及び弁解録取書を作成し、逮捕手續の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。この場合において、逮捕手續書に既に釈放した旨を記載するものとする。

3 搜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠品の還付手續を開始しなければならない。還付手續中である場合又は還付した物件を引き続き必要とする場合は、少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置するものとする。

4 被疑者の年齢が判明しないため、既にその事件について逮捕、搜索、差押え等の令状の発付を得ている場合であって、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

(触法少年事件の送致又は通告)

第49条 触法少年事件の児童相談所長への送致又は児童相談所への通告は、活動規則第22条の規定により行うものとする。ただし、通告をする場合において、急を要し、同条に規定する児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、電話又は口頭により児童通告書の記載事項を連絡し、その後遅滞なく児童通告書を作成し、送付するものとする。

(触法少年の一時保護に係る留意事項)

第50条 警察官等は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、触法少年の一時保護を行う場合には、次の事項に留意するものとする。

(1) 留置施設を使用せず、保護にふさわしい部屋を使用すること。

(2) 前号の部屋に鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広がるよう配慮すること。

(3) 少年が負傷し、自殺し、又は逃走することがないように注意するとともに、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないよう注意すること。

(4) 速やかに保護者等に一時保護を行った旨を連絡すること。

(事件に必要な物件等の措置)

第51条 警察官等は、触法少年が少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判又は児童相談所への通告に必要と認められる物件（以下この条において「対象物件」という。）を所持しているときは、様式訓令に定める任意提出書（触法調査）により当該対象物件の提出を求めるものとする。この場合には、当該任意提出書の意義等を分かりやすく説明するものとする。

2 触法少年以外の者が対象物件を所持している場合で、当該対象物件が事件処理のため特に必要であるときは、所有者等の協力を得て、任意提出書（触法調査）により当該対象物件の提出を求めるものとする。

3 前2項に規定する対象物件が家庭裁判所の審判又は児童相談所への通告に必要でないことが明らかになった場合において、被害者その他の権利者（以下この項において「被害者等」という。）が判明している場合は、当該被害者等に返還し、様式訓令に定める還付請書（触法調査）を徴するものとする。被害

者等が判明しない場合は、第47条の規定により処理するものとする。

4 警察官は、触法少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該触法少年が所持する物件を他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。

(触法少年事件に関する書類の作成)

第52条 警察官等は、触法少年事件について通告先の機関における処遇に資し、又は補導の適正を期するため必要があると認められる場合においては、触法少年又は参考人の申述書、答申書その他の必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

#### 第4節 ぐ犯調査

(ぐ犯少年についての緊急措置)

第53条 警察官等は、ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態であって、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

2 ぐ犯少年に対して、少年法第13条第2項の規定により同行状を執行し、警察署に留め置く必要があるときは、触法少年の一時保護に準じて取り扱うものとする。

(ぐ犯少年の一時保護に係る留意事項)

第54条 第50条の規定は、ぐ犯少年の一時保護を行う場合について準用する。

(ぐ犯少年事件に関する書類の作成)

第55条 第52条の規定は、ぐ犯少年事件に関する書類の作成について準用する。

#### 第5節 不良行為少年の補導

(不良行為少年に対する注意、助言等)

第56条 警察官等は、不良行為少年を発見したときは、不良行為についての注意、その後の非行を防止するための助言又は指導その他の補導(以下この条及び第66条において「注意、助言等」という。)を行い、必要に応じて、保護者等に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡は、少年を速やかに保護者等に引き渡す必要があるなど緊急の場合を除き、少年警察部門において行うものとする。

3 第35条の規定は、警察官等が不良行為少年に対して注意、助言等をするに当たり、当該不良行為少年が非行防止上所持することが適当でない認められる物件を所持していることを発見した場合について準用する。

(呼出し及び面接における留意事項)

第57条 第33条第1項及び第2項の規定は、不良行為少年を呼び出す場合について準用する。

2 第34条第1項及び第2項の規定は、不良行為少年と面接を行う場合について準用する。

### 第4章 少年の保護のための活動

#### 第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第58条 警察官等は、被害少年について、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行う等必要な支援を実施するものとする。

2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

(被害少年に対する継続的な支援)

第59条 被害少年に対する継続的な支援の実施に当たっては、活動規則第36条第3項の規定によるほか、臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性及びプライバシーの保護に留意するものとする。

2 被害少年に対する継続的な支援の実施に当たっては、その経緯を記録し、明らかにしておくものとする。

(発表における留意事項)

第60条 少年が被害者である事件について、新聞その他の報道機関に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

## 第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第61条 警察官は、福祉犯事件を認知した場合においては、時機を失することなく、捜査を行うものとする。

2 本部長等は、少年警察部門以外の部門が行う福祉犯事件の捜査について、少年警察部門が捜査又は調査している事件と密接な関係がある場合等においては、必要に応じ、少年警察部門の警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

(福祉犯の被害少年の保護等)

第62条 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、第58条及び第59条に規定する支援のほか、当該被害少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者、学校関係者その他の関係者に配慮を求めるものとする。

2 本部長又は警察署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、又は地域住民に対する広報啓発を行う等必要な措置をとるものとする。

## 第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動

(要保護少年の通告等)

第63条 第49条の規定は、要保護少年を児童相談所に通告する場合について準用する。

2 警察官等は、通告を行わない要保護少年については、保護者等に注意、助言する等少年の保護のため必要な措置をとるものとする。

(要保護少年の一時保護に係る留意事項)

第64条 第50条の規定は、要保護少年の一時保護を行う場合について準用する。

(児童虐待)

第65条 警察官等は、活動規則第39条の規定により児童虐待を受けている児童等についての活動を行う場合においては、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とするものとする。

## 第5章 記録及び様式

(少年補導票の作成及び報告)

第66条 警察官等は、第56条第1項に規定する注意、助言等をした不良行為少年が、次の各号に掲げるもののいずれかに該当し、当該不良行為少年の保護者等に連絡して監督保護又は補導上の措置を促すことが必要であると認められる場合は、少年補導票（様式第5号）を作成し、所属長に報告するものとする。

(1) 現場における注意、助言等だけでは、少年の非行の防止又は健全育成上十分でないとき。

(2) 少年の非行の防止又は健全育成上、所持させておくことが適当でないとき認められる物品を所持し、これを保護者等に引き渡す必要があるとき。

(3) 保護者等から少年の補導等を依頼されているとき。

(少年事件処理簿)

第67条 警察官等は、触法少年事件及びぐ犯少年事件の処理経過を様式訓令に定める少年事件処理簿に記載するものとする。この場合において、特に第9条各号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

2 犯罪少年事件に係る経過については、規範第201条の定めるところによるものとする。

(令状請求簿)

第68条 少年警察部門に規範又は様式訓令に定める令状請求簿を備え付け、第39条又は第46条の令状を請求したときは、請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておくなければならない。

(少年カード)

第69条 警察官等は、送致又は通告の措置をとった非行少年（交通法令違反に係る非行少年及び道路上の交通事故に係る刑法第211条又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪に係る非行少年を除く。）その他特に必要があると認められる少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード（様式第6号）を作成するものとし、居住地警察署において保管するものとする。

- 2 居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属の長は、少年カードの原本を居住地警察署の警察署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。この場合において、居住地警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、当該都道府県警察の警察本部を通じて送付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則 (平成23年12月28日県警察本部訓令第10号)  
この訓令は、平成24年1月1日から施行する。  
附 則 (平成26年3月14日県警察本部訓令第3号)  
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則 (平成29年8月1日県警察本部訓令第15号抄)  
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成29年8月1日から施行する。  
附 則 (平成29年12月20日県警察本部訓令第26号)  
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成30年1月4日から施行する。  
附 則 (平成30年7月19日県警察本部訓令第10号)  
この訓令は、平成30年7月26日から施行する。  
附 則 (平成30年12月14日県警察本部訓令第15号)  
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成31年1月1日から施行する。  
附 則 (平成31年2月28日県警察本部訓令第5号抄)  
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。  
附 則 (令和2年3月5日県警察本部訓令第3号抄)  
(施行期日)
- 1 この訓令は、令和2年3月19日から施行する。  
附 則 (令和3年5月10日県警察本部訓令第8号抄)  
(施行期日)
- 1 この訓令は、令和3年5月10日から施行する。